

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書の提出について

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月26日提出

提出者 市議員 井上 与一郎 ほか33名

（自民党市議団，公明党市議団，
無所属（伏見），無所属（豊田），無所属（やまづ））

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，文部科学大臣 宛て

京都市会議長 名

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化により，学校現場が抱える課題が複雑化・多様化してきている。

その課題解決のために，学校の教職員だけでなく各分野それぞれの専門的な知識や技能を活用し，チームとして連携し協働して学校運営を行う「チーム学校運営」を推進する「チーム学校運営の推進等に関する法律」の法制化が，現在，国会で議論されている。

京都市においては，以前から学校運営協議会を設置し，学校運営に教職員だけでなく地域住民等も参画した取組を推進してきているが，昨今，いじめ問題の深刻化や，新たな貧困問題への対応など，学校に求められる役割が拡大しており，学校の教職員だけでは解決が困難な事態になってきている。

また，教員の勤務実態に関する国内外の調査を見ても，我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっているなど，学校及び教職員を取り巻く課題を克服するための法制化は喫緊の課題となっている。

よって国におかれては，教職員が，総合的な指導を担う日本の学校の特徴を十分にいかしつつ，複雑化・多様化する課題に対応することができる「次世代の学校」とも言える「チーム学校」が構築できるよう，下記の項目について強く要望する。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに，専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため，「チーム学校運営推進法」を早期に制定すること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し，子どもと向き合う時間を確保するため，学校や教員が携わってきた従来の業務を見直し，教員の業務の適正化を図ること。
- 3 部活動の指導を充実させるため，休養日の設定等を検討するとともに，地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート，退職教員，運動部や文化部所属の大学生等，地域の幅広

い協力を得ながら支援するための環境整備を進めること。

- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身共に健康を維持することができる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。
- 5 「チーム学校」の運営を推進するための地方への財政支援策も十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。